

# 暴力団等排除に関する誓約書

西暦 2018 年 11 月 1 日提出

日本放送協会 経理局長 殿

〒150-8001

本社住所（登記上） 東京都渋谷区神南 2-2-1

商号又は名称 株式会社〇×△

代表者役職氏名 代表取締役 渋谷太郎



実印

- ・ 登記上の本店住所を記入してください。
- ・ 誓約書に押印する印は、会社の代表者印（法人の実印）を押印して下さい。

弊社は、本誓約書作成日以降効力を有する貴協会とのすべての取引（契約書等書面のあるものに限られない）について、下記の事項を誓約いたします。

1. 弊社は、弊社または弊社の役員もしくは従業員（弊社の業務に従事する者を含む）が、暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者に該当しないこと、およびこれらの者と密接な関わりを有していないことを表明し保証します。

2. 弊社は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を

- ・ 袋とじの場合は、表と裏に契印（割印）をしてください。
- ・ ホッチキス止めの場合は、各ページの見開き部分に契印（割印）をしてください。
- ・ 両面印刷の場合は、契印（割印）の必要はございません。

4. 貴協会が、第1項および第2項に反するおそれがあると認め、当該事項に関する報告を求めた場合は、弊社は指定された期日までに報告書を提出いたします。この場合、貴協会が判断に要する相当期間、契約上の義務の履行を停止することを、弊社は承諾します。

## \*裏面も必須

### (工事契約の特約)

5. 以下の条項は、工事に関する契約について適用されることを承諾します。

- (1) 弊社は、下請人（一次および二次下請以降すべての下請人を含む。以下同じ）が第1項に該当する者でないこと、第2項に該当する行為を行わないことを保証します。
- (2) 弊社が前号に反し下請人としていた場合は、貴協会は、弊社に対して当該下請負人との契約の解除（弊社が当該下請契約の当事者でない場合は、弊社が当事者に対して無催告で解除を求めることを含む。以下「解除等」という）を求めることができます。
- (3) 貴協会が前号の解除等を求めたにもかかわらず、弊社が正当な理由なくこれを拒否した場合には、貴協会は、弊社との契約の全部または一部を解除することができることを承諾し、異議を唱えません。
- (4) 下請契約が解除されたことにより生じる下請契約当事者の損害その他前号の規定によって貴協会が弊社に対して解除を求めたことにより生じる損害については、弊社が責任を負います。
- (5) 貴協会が、本項第1号および第2号に反するおそれがあると認め、当該事項に関する報告を求めた場合は、弊社は指定された期日までに報告書を提出いたします。この場合、貴協会が判断に要する相当期間、契約上の義務の履行を停止することを、弊社は承諾します。

# 暴力団等排除に関する誓約書

西暦 年 月 日提出

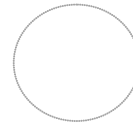
日本放送協会 経理局長 殿

〒 -

本社住所（登記上）

商号又は名称

代表者役職氏名



実印

弊社は、本誓約書作成日以降効力を有する貴協会とのすべての取引(契約書等書面のあるものに限られない)について、下記の事項を誓約いたします。

1. 弊社は、弊社または弊社の役員もしくは従業員（弊社の業務に従事する者を含む）が、暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者に該当しないこと、およびこれらの者と密接な関わりを有していないことを表明し保証します。
2. 弊社は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為その他これらに準ずる行為を行わないことを表明し保証します。
3. 前2項に違反した場合、貴協会が、何らの通知催告なしに、直ちに貴協会との契約の全部もしくは一部を解除できることを承諾し、異議を唱えません。
4. 貴協会が、第1項および第2項に反するおそれがあると認め、当該事項に関する報告を求めた場合は、弊社は指定された期日までに報告書を提出いたします。この場合、貴協会が判断に要する相当期間、契約上の義務の履行を停止することを、弊社は承諾します。

(工事契約の特約)

5. 以下の条項は、工事に関する契約について適用されることを承諾します。

- (1) 弊社は、下請人（一次および二次下請以降すべての下請人を含む。以下同じ）が第1項に該当する者でないこと、第2項に該当する行為を行わないことを保証します。
- (2) 弊社が前号に反し下請人としていた場合は、貴協会は、弊社に対して当該下請負人との契約の解除（弊社が当該下請契約の当事者でない場合は、弊社が当事者に対して無催告で解除を求めることを含む。以下「解除等」という）を求めることができます。
- (3) 貴協会が前号の解除等を求めたにもかかわらず、弊社が正当な理由なくこれを拒否した場合には、貴協会は、弊社との契約の全部または一部を解除することができることを承諾し、異議を唱えません。
- (4) 下請契約が解除されたことにより生じる下請契約当事者の損害その他前号の規定によって貴協会が弊社に対して解除を求めたことにより生じる損害については、弊社が責任を負います。
- (5) 貴協会が、本項第1号および第2号に反するおそれがあると認め、当該事項に関する報告を求めた場合は、弊社は指定された期日までに報告書を提出いたします。この場合、貴協会が判断に要する相当期間、契約上の義務の履行を停止することを、弊社は承諾します。